

会 議 基 本 条 例

知事らに反問権

特別委 骨子案まとまる

県議会の基本的な事項を定める県議会基本条例(仮称)の骨子案が、二十六日の議会基本条例等調査特別委員会(新堀典彦委員長)で決まった。各委員会での議員同士の討議や、議員提案の議案に対する知事らの反問権や意見表明も盛り込んだ。

骨子案は、前文に続いて、「議員」「県議会」「県民と県議会」「県議会と知事等の関係」「倫理の尊重」など七章から構成されている。民意を県政に反映させるため、議員は県民への説明

や意見聴取に努めることを明確にした。これまで法令上の位置付けがなかった会派については、「自律的な団体として、政策調査、予算要望、広報活動などの実施主体となる」と定めた。各委員会などで十分な機能が発揮されるよう、議員相互の討議の採用など弾力的な運用に努めるほか、議会の調査権を活用して、県民意識の調査や議会報告会を行うことができるとした。

さらに、行政側に対するチェック機能を充実させる

ため、質問権の充実にも努めるとしている。

議会の政策立案能力を高める一方、議員提案の議案に対しては審議の過程で知事らに、議会側に問い返したり意見を述べたりする権利を認めることも盛り込んだ。

今後、委員会のメンバーに入っていない非交渉会派の意見聴取や学識経験者の参考人招致を行うって条文をまとめるとともに、七月には議会として初めて、骨子案に対する県民意見を募集する。

議会基本条例を制定している地方議会は十二自治体あるが、都道府県議会では三重県議会だけ。県内では、湯河原町議会が制定している。県議会局は「議員や議会の使命、役割をこれだけ明確にうたった条例はない」と話している。

(佐藤 浩幸)

「二元代表制」の意義強調

県議、議会基本条例案提出へ

県議会議員自らが草案をつくり、推挙を重ねた議会基本条例案がまとまった。知事との「二元代表制」の意義を強調し、地方自治法であいまいな県議の身分や議会の役割の位置づけを明確化したのが特徴だ。議会での議論を活発化させようと、質問や質疑に対して知事が反問することも盛り込んでいる。

(岩堀茂)

知事の反問も認める

県議会の交渉会派をつくる
議会基本条例等調査特別委員会(委員長・新堀典彦県議)



県議会調査特別委員会の新堀典彦委員長(右)が4日、県議会の榎本与助議長(左)に条例案とりまとめを報告した

【県議会基本条例案(一部抜粋)】

第2条(基本理念)
県議会は、日本国憲法に定める県の唯一の議事機関として、(略)地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組むものとする。

第8条(県議会の役割)
2 県議会は、議員及び県議会の役割を十全に果たすため、他の地方議会等との連携の下に、必要な法制度の見直しに向け、不断の努力を重ねるものとする。

第12条(広聴広報機能の充実)
県議会は、政策立案等の参考に資するため、広く県民意識を調査することができる。

第13条(知事等との関係)
県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら(略)役割を果たすものとする。

第16条(知事等の反問)
知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

例会に追加提案される予定で、県議会局によると、制定すれば都道府県レベルで三重、福島両県に次いで3例目となる。県内では湯河原町と大井町の両議会が基本条例が制定されている。

12月定例会では、県政全体において議会を含む県と県民などそれぞれの位置づけを盛り込んだ自治基本条例案を、松沢成文知事が提案している。だが、議会に関する表記

執行部以上の専門性確保を

議会基本条例に詳しい大住莊四郎・関東学院大教授(公共経営学)の話 地方自治法のもとで二元代表制の趣旨を生かすなら、執行部のチェックだけではなく、議会としてどう条例を実現させるかが大事だ。議員が法的な位置づけ

を超えて実質的な県民代表になるにはどうすればいいか、また、二元代表制を体現するため、政策形成を進める上で執行部と同等以上の専門性をどう確保するかが重要。それができれば、県民の立場にたった政策形成や提案提示なども可能になる。こうした動きが、これまでなかった神奈川県議会に整備される意味はあると思う。

が少ないこともあり、議会側が自ら同時期に議会基本条例の制定を目指すことで、存在意義を高め、知事側との「対決」姿勢を示す意味もある。条例案では、身分や役割の位置づけを自指すために「新たな法制度の構築をも視野に入れた見直しを固く求める」との表現を盛り込んだ。そのほか、調査、諮問のため

に外部専門家の参加を想定した調査機関の設置も明文化。質疑充実のために一問一答方式の採用や、本会議や各種委員会等で答弁に必要な範囲内で知事の反問を可能にした。

また、議論を深める目的で三重県議会が今年度から会期を延長し、年2回制にしていることを踏まえて、同制度の導入の是非についても話し合いが進んでいる。

県民参加も意識し、県民の意見集約と県政への反映を「使命」と表現。検討過程ではパブリックコメントを募集して賛同を得たほか、委員会に加わらない会派の議員からも意見を聞いたという。

委員長の新堀県議(自民)は「真の地方分権を目指すには、広域自治体である県議会が、目指すべき姿としての国との役割や権限の分担を明確にする必要がある。全国の都道府県が注目して同一歩調を取ってもらえるように期待したい」と話している。

議会基本条例案可決

県議会閉会 2条例案は継続

県議会12月定例会は最終日の18日、各種議案の採決があった。自治基本条例案と犯罪被害者等支援条例案は継続審査になったが、この日委員会提案された議会基本条例案を全会一致で可決したほか、追加提案された知事など特別職の給料と地域手当のカット率を上げる条例改正案など計22議案を可決して閉会した。

都道府県レベルで三重、福島、岩手の各県に次ぎ4例目になった議会基本条例は、「調査、諮問」に限定した調査機関を議会の「付属機関」にすべきだとの討論もあったが、原案通り成立した。

継続審査になった2条例案についての討論では、民主党・かながわクラブが「条例制定の意義は大きい」と賛成し

たが、来年2月定例会で条例案の提出が予定される「公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」の案も含め、自民党県議団などから「熟度が足りない。関係法との整合性も問題」「条例制定権は否定的だが、条例の成立本数を評価基準にしている」と批判が出た。

(岩堀茂)

(東京)

知事給与削減など同意

2「先進条例」、継続審査

県議会閉会

県議会12月定例会で、閉会した。松沢成文知事が昨年18日、知事給与を20%削減する「知事等の給与の特例に関する条例」改正案、知事と

「自治基本条例」の「継続」理由として、県民投票制度などの検討不足に加え、「公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」を含む案、骨子案が連続と示され「県は条例ありきという姿勢」との批判もあった。

2月定例会で先進条例は、「受動喫煙防止条例案」と「地球温暖化対策推進条例案(仮称)」が提出される予定。これに継続審査の2条例案や予算の審議があり、知事への議会側の反発も絡み、離航が予想される。

(日経)

12月定例会が閉会

■神奈川県議会 十二月定例会が十八日、閉会した。松沢成文知事は公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)の案を議会で報告した。来年二月議会で条例案を提出し成立を目指す。知事を含む特別職の月額給与を来年度から二〇一〇%減とする改正条例案は可決、成立した。一方で知事がマニフェストに掲げていた自治基本条例案と犯罪被害者等支援条例案は

「具体的な内容が不十分」として継続審査となった。議会の果たすべき役割を体系的に定めた議会基本条例は可決された。

「自治基本条例」の「継続」理由として、県民投票制度などの検討不足に加え、「公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」を含む案、骨子案が連続と示され「県は条例ありきという姿勢」との批判もあった。

2月定例会で先進条例は、「受動喫煙防止条例案」と「地球温暖化対策推進条例案(仮称)」が提出される予定。これに継続審査の2条例案や予算の審議があり、知事への議会側の反発も絡み、離航が予想される。

松沢知事は、「先進的な改革だから議論があつて当たり前。県例にもう少し準備して説明すべき点もあった。十一条例は有権者との約束。成立するよう努めるのは当然」と述べた。

(松平徳裕)